令和８年度インターネットを利用した公有財産売却
一般競争入札実施要領

１　売却物品の概要

入札により売却する物品は、以下のとおりです。詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社のKSI官公庁オークションのHP（https://kankocho.jp/）をご確認ください。

物件番号	物品名	数量	寸法	予定価格	入札保証金
R8-1	長机（折りたたみ式）その１	１個	縦69.5㎝ 横180㎝ 高さ70㎝	2,000円	200円
R8-2	長机（折りたたみ式）その２	１個	縦45㎝ 横180㎝ 高さ70㎝	1,000円	100円
R8-3	水屋（コンセント付）	１個	縦45㎝ 横60㎝ 高さ178㎝	20円	2円
R8-4	机	１個	縦80㎝ 横140㎝ 高さ44㎝	20円	2円
R8-5	椅子（コマ付）	１脚	縦47㎝ 横66㎝ 高さ102㎝	20円	2円

２　入札参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第６号に該当しない者であること。

（３）当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しない者。

（４）次のいずれにも該当しない者。

①暴力団員がその経営に実質的に関与している者。

②自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目

的を持って暴力団を利用するなどしている者。
③暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。
④暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者。
⑤暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

（５）無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっていない者。

（６）前記（２）～（５）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でない者。

（７）物件の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合は、これらの資格等を有する者。

（８）奈良県が定めるガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、遵守する者であること。

3　下見会

下記日時において、売却物品の実物を確認することができます。希望される方は、希望日の３日前までに、奈良県管財課管理係（０７４２－２７－８４０６）に電話でお問い合わせください。（受付時間：平日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く））

（１）実施日時

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月１６日（月）まで

※平日の午後１時から午後４時までです。

※希望者との調整の上、実施日時を決定します。

（２）場所

〒６３６－０２２２

奈良県磯城郡田原本町法貴寺１３７１

旧奈良県立志貴高校

4　入札参加申込み期間

（１）仮申込み…KSI官公庁オークション画面上での登録及び入札保証金の納付手続き

令和８年１０月３０日（金）午後１時から
令和８年１１月１７日（火）午後２時まで

（２）本申込み…奈良県管財課管理係への書類提出
令和８年１０月３０日（金）午後１時から
令和８年１１月１７日（火）午後２時まで
※持参の受付期間は、平日の午前９時から午後５時までです。
（正午から午後１時までを除く）
※郵送の場合は、書留郵便とし、令和８年１１月１７日（火）までの消印を有効とします。

５　入札参加申込み方法

本入札に参加される方は、KSI官公庁オークションの画面上で仮申込みを行った後、必要書類を添えて本申込みを行ってください。

※本申込を行わなければ、入札参加申込みの完了とはなりません。

（１）新規会員登録（未登録の場合のみ）

KSI官公庁オークションのHP上で、メールアドレス（ログインID）及びパスワードを入力し、新規会員登録を行ってください。会員登録後、自動的に会員識別番号が発行されます。

また、紀尾井町戦略研究所株式会社及び奈良県から電子メールを送付することがありますので、受信ができるよう、受信メールの設定等をお願いいたします。

（２）仮申込み

KSI官公庁オークションのHP上で、奈良県公有財産売却ガイドライン及び誓約書に同意の上、参加者情報の入力及びクレジットカードによる入札保証金の納付手続きを行ってください。

①入札保証金は、地方自治法施行令第１６７条の７で定められている、入札に参加するために納付いただく保証金です。入札保証金の納付は売却物件ごとに必要で、予定価格の１００分の１０以上の金額となります。

②落札者は、本契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければなりませんが、落札者が納付した入札保証金は契約保証金の全部に充当されます。

③落札者以外の納付した入札保証金は、入札後に全額返還します。
なお、入札参加の仮申込みを行ったものの、入札を行わなかった場合にも入札保証金の返還は入札終了後になります。クレジットカード決済会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、一度実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

（３）本申込み

仮申込みの完了後、奈良県管財課管理係のHP上で「奈良県公有財産売却一般競争入札参加申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の必要書類を添えて、直接持参又は郵送によりご提出ください。

＜必要書類＞

・個人の場合…公的機関が発行する証明書の写し
（例）・住民票…発行日より３か月を経過していないもの
・運転免許証
※運転免許証の場合は、余白に性別を書き加えてください。

・法人の場合…登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し
…発行日より３か月を経過していないもの

・代理人の場合…上記公的機関が発行する証明書の写し（代理人が法人の場合は登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し）及び委任状

・電子契約を希望する場合…電子契約同意書兼メールアドレス確認書
※本書類のみ、電子メールによりkanzai@office.pref.nara.lg.jpまでご提出ください。

＜提出先＞

〒６３０－８５０１
奈良県奈良市登大路町３０番地　奈良県総務部管財課管理係
（県庁本庁舎１階）
※郵送の場合は、書留郵便とし、令和８年１１月１７日（火）までの消印を有効とします。

６　審査結果の通知

入札保証金の納付及び本申込みの必要書類が確認できた方に、電子メールで結果をご連絡します。

なお、書類の不備などで入札に参加できなかった方で、すでに入札保証金をご納付いただいた方には、後日、入札保証金を返還いたします。入札終了後の処理となりますので、返還までに１か月以上要することがあります。

７　入札

入札とは、KSI官公庁オークションのHP上で入札価格を登録することをいいます。入札方法については、KSI官公庁オークションの画面で確認してください。入札保証金の納付及び本申込の書類が確認できた方のみが入札参加可能です。

※入札は、１度しかできません（変更及び取消しもできません）。

（１）入札期間

令和８年１２月１日（火）午後１時から
令和８年１２月８日（火）午後１時まで

（２）無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

①入札参加資格のない者のした入札
②虚偽の申請を行った者のした入札
③入札物品１件につき２以上の入札をした者が行った入札
④委任状のない代理人が行った入札
⑤その他、入札に関する条件に違反した入札

８　開札

開札は、入札期間終了後、KSI官公庁オークションのHP上で行います。売却物件ごとに入札価格が予定価格以上かつ最高価格である入札者を、落札者として決定します。最高価格の入札者が２人以上いる場合は、KSI官公庁オークションHP上でくじ（自動抽選）を引くことにより、落札者を決定します。

なお開札終了後は、参加者全員に対して、落札者が決定した旨の電子メールを送付します。

（１）開札日時

令和８年１２月８日（火）午後１時から
令和８年１２月８日（火）午後２時まで

（２）落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、オークションの画面上に一定期間公開します。

９　落札者との契約締結

落札者には、入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに対して、落札者として決定された旨の電子メールを送付します。

その後、奈良県が送付する契約書を記入・押印の上、奈良県管財課管理係に直接持参又は郵送でご提出ください。本申込時に電子契約を希望された場合は、クラウドサイン上で電子署名を行ってください。

なお、奈良県が売却物件ごとに定める契約締結期限までに落札者が契約を締結しなかった場合、売却の決定が取り消されます。この場合、落札された公有財産の所有権は、落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

１０　売払代金の納付

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）　を差し引いた金額となります。下記の方法により、一括で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

（１）納付方法

奈良県が用意する納付書又は奈良県が指定する銀行口座へ直接振り込む方法により、納付してください。

（２）納付後の提出書類

売払代金の納付後は、下記の必要書類を、奈良県管財課管理係に直接持参、郵送又は電子メールによりご提出ください。

＜必要書類＞

・契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書
・納入通知書兼領収書又は振込明細書
・保管依頼書

※上記（１）、（２）ともに、納付・提出期限は、令和８年１２月２２日（火）です。

※郵送の場合は、書留郵便としてください。

※なお、売払代金の残金が納付された時点で、対象の公有財産の所有権が落札者に移転します。納付期限までに売払代金の残金の納付及び必要書類の提出が確認できない場合、奈良県は契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を没収し、返還しません。

１１　物品の引渡し

奈良県が売払代金の残金の納付を確認後、物品の引渡しを行います。

①物品の引渡しは、現況有姿とします。

②奈良県が売払代金の残金の納付を確認後、落札者との調整の上、引渡し日時を決定します。奈良県が指定する保管期間内に必ず物件を引き取ってください。（期限厳守）
期限内に引取りがない場合は、権利放棄されたと判断し、所有権は奈良県に移転します。

③引渡しを受ける際は、落札者本人の確認のため、本人が確認できる公的機関が発行する証明書（住民票、運転免許証等）の写し及び奈良県より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの又は契約書の原本を提示してください。

④その他引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。

⑤引渡しを受けた後、「県有財産受領書」を奈良県管財課管理係に提出してください。